敬老乗車証の名称・愛称・デザインについて

1 現状について (これまでの専門分科会のご意見を元に作成)

- ・本制度が開始される昭和 47 年以前は、敬老の日のお祝いとして 77 歳以上の方に 1 か月有効の市電、市バスの乗車証を交付していた。当時の高齢者数は少なく特別 な存在であったが、平均寿命が延伸し、高齢者も一般の市民となりつつある。また、 現制度は、敬老の日のお祝いではなく、社会参加を助長することを目的としている ことからも、敬老の意を表すという文言は、現状に合っていない。
- ・自分が「敬老」と呼ばれる年齢になったのかということに抵抗感があって申請しな い人もいると思う。
- ・カードデザインのセンスがよくない。

2 名称変更もしくは愛称を設定する際の課題

- (1) カードデザインについて
 - ICカードの在庫は約70,000枚(約3,500万円相当)。 今後5年程度は在庫で対応が可(現行カードのデザイン変更は不可)。
- (2) バス車載器における表示 不正利用防止の観点から、バス精算時における名称・愛称の表示は必須。
- (3) システム改修

愛称のみの変更であっても、カードへの印字を修正するために、システム改修 が必要。

3 今後の方向性

- ・IC カード発注 (R8 契約、R9 \sim R10 納品) に合わせて、デザイン及び印字文字の変更について検討する。
- ・ICカード発注に合わせて、敬老乗車証システムやバスシステムの改修を検討する。
- チャージ機は、利用者が本制度のチャージ機であるとわかりやすいデザインとすることとし、今後、名称・愛称を変更する際に合わせて表記方法の変更を検討する。